平成２８年（フ）第２２９号
愛知県一宮市浅井町尾関字平山６番地１　市営尾関住宅Ｔ―40号
債務者　山田　幸一
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１３０号
福岡市城南区友丘１丁目12番４号
債務者　宮本　祐輔
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２０７号
福岡県糸島市志摩東貝塚431番地
債務者　小金丸康子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４０号
福岡県宗像市くりえいと２丁目５番３号
債務者　佐藤　千広
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４３号
福岡市南区大楠３丁目７番２―105号
債務者　馬郡　憲良
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５３号
福岡県糸島市高田五丁目22番21―202号
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７３号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1059番地１
債務者　小林　重治
1　決定年月日時　平成28年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目21番地　プラネット片縄Ｉ201号
債務者　鶴田　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９４号
福岡市博多区麦野４丁目40番18―601号
債務者　川上　久美（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３９６号
福岡市西区姪浜駅南４丁目８番19―201号
債務者　阿比留武保
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０１号
福岡市西区野方３丁目29番６号
債務者　山下　倫章
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３８号
仙台市泉区住吉台東１丁目１番地の２、従前の住所埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地１棟503号
債務者　根本　信彦
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目12番12号　山内方、従前の住所仙台市泉区南光台２丁目18番15号　グローリーハイツ202
債務者　奥山　　司
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
茨城県笠間市福原463番地
債務者　物井　　亨
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３５号
茨城県小美玉市堅倉1675番地４
債務者　熊谷　正明
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２４６号
茨城県笠間市笠間235番地16　アルトイーガーＢ102、前住所茨城県笠間市福原493番地７
債務者　大久保絵梨（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２４９号
茨城県水戸市浜田町594番地の３
債務者　阿久津英子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
水戸地方裁判所